平成２３年（フ）第６３５号
茨城県ひたちなか市大字高野601番地
破産者　砂押　庄三
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１１０２号
北九州市八幡西区浅川１丁目９番７号
破産者　坂本　延博
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３１３７号
札幌市西区西野１条５丁目４番20―310号
破産者　小熊　紀行
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
三重県鈴鹿市白子２丁目35番１号
破産者　丹羽　孝一
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０号
愛知県北名古屋市九之坪下葭田60番地２
破産者　松野　修三
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所第２部

平成２３年（フ）第１２２２号
神戸市中央区筒井町３丁目14番10号、従前の住所神戸市北区藤原台中町６丁目18番10号
破産者　岡田　和江
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８２号
兵庫県西宮市大谷町７番９―405号
破産者　杉本　満博
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５号
兵庫県姫路市鷹匠町乙４番地
破産者　神村　隆之
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１６２１号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町64番地　グランディール伏見208号
破産者　菱河　政美
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２２号
京都府長岡京市野添１丁目９番16号
破産者　堀川　　太
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
徳島県三好郡東みよし町加茂1878番地３
破産者　新名　道博
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第１４号
大分県佐伯市蒲江大字楠本浦715番地
破産者　高野　由佳
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第８５号
富山県射水市中太閤山９丁目49番地
破産者　赤江　友治
1　破産債権の届出期間　平成24年11月７日まで
2　一般調査期日　平成24年12月17日午後３時30分
平成24年10月３日　　富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１号
奈良県天理市石上町587番地２
破産者　但馬　敬司
1　破産債権の届出期間　平成24年11月５日まで
2　一般調査期日　平成24年12月11日午前10時
平成24年10月５日　　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４号
香川県坂出市本町３丁目４番８号
破産者　長尾　秀俊
1　破産債権の届出期間　平成24年11月16日まで
2　一般調査期日　平成25年１月25日午前10時15分
平成24年10月５日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第５号
香川県坂出市川津町2785―１、住民票上の住所香川県坂出市本町３丁目４番８号
破産者　長尾　照男
1　破産債権の届出期間　平成24年11月16日まで
2　一般調査期日　平成25年１月25日午前10時20分
平成24年10月５日　高松地方裁判所丸亀支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第９号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀853番地の１
破産者　金福　照明
異議申述期間　平成24年11月14日まで
平成24年10月５日　山口地方裁判所岩国支部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第１８０５９号
栃木県那須郡那須町大字湯本205―212
破産者　増渕　　進
審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
平成24年10月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３８２号
東京都港区南麻布５丁目15―11
破産者　星野　俊二
審尋期日　平成24年12月17日午後４時30分
平成24年10月１日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第１３号
群馬県前橋市小相木町276番地１
清算株式会社　株式会社エフエスオート
代表清算人　植木　康夫
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部